

## 改正電気通信事業法施行規則に関するQ & A（最終改正：令和4年7月1日）

### 1. 電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化（第22条の2の3第3項関係）

<p>Q 1-1 提供条件概要説明は、「説明書面」を交付して行わなければならないとあるが、これは、SMS や電子メール等で URL を送付し、その URL のリンク先に表示された重要事項説明を確認してもらうことでもよいか。</p>	<p>A 1-1 「説明書面」とは、紙その他の有体物であるものを指します。</p> <p>電話勧誘において URL のリンク先に表示された重要事項説明を確認してもらうという方法により提供条件概要説明を行うためには、利用者が当該方法によることを求めること（誘導等があった場合を除く。）が必要になります。</p>
<p>Q 1-2 電話勧誘において、利用者が求めたときは、説明書面の交付に代えて電話により説明できるとのことだが、具体的にはどのようにすれば利用者が求めたことになるのか。</p>	<p>A 1-1 原則として、電気通信事業者や代理店が「書面交付をして行う説明」と「電話による説明」の両方を提示した上で、利用者が「電話による説明」を自ら積極的に求める場合に限り、利用者が求めたこととなります。</p> <p>ただし、利用者が電話で説明を求める理由が、①書面交付以外の方法を選択することで電気通信事業者等から利益の供与を受けられることである場合（例：今、この場で申し込めば安くなると言われた。）又は②電気通信事業者の誘導に起因すると考えられるものである場合（例：代替的方法の利点のみ説明があり、書面交付の利点については説明がなかった。）は、電話による説明は認められません。</p>
<p>Q 1-3 例えば利用者が複雑な条件を伴わない単なる料金プランの変更を行うために自発的にコールセンターに架電する場合など明らかに利用者が電話による説明を求めていると考えられる場合も、「書面交付をして行う説明」と「電話による説明」の両方を提示することが必要になるのか。</p>	<p>A 1-3 ご質問のようなケースは、基本的に利用者が自ら積極的に求めていると考えられますので、「書面交付をして行う説明」について提示する必要はありません。</p> <p>ただし、その場でオペレータから新たな提案があったり、変更複雑な条件が伴う場合は、必ずしも「電話による説明を求める意思があることが明らか」とは言えないため、トラブルを避ける観点からは利用者の求めを確認することが適切です。</p> <p>なお、万一電気通信事業者等と利用者との間で認識に齟齬が生じた場合は、事業者において「利用者が自ら積極的に求めた」ことを明確に説明できない限り、消費者からの求めはなかったものとして扱われることとなります。このため、事業者側において、状況を録音した通話記録を作成するなど、適正でない行為が行われていないことを立証できるようにしておくことが求められます。</p>

## 2. 利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化（第22条の2の13の2第1号関係）

<p>Q2-1 FTTH サービスに関し、ウェブでの契約締結を可能としているが、解約は利用者との間のトラブル防止のため電話で行いたい。対応に当たり、どのような点に配慮すればよいか。</p>	<p>A2-1 本件制度整備は、解約はウェブ等により容易にできる一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあり、解約したくても電話が繋がらない等のためできない、といった苦情相談が多く寄せられていることから行ったものです。</p> <p>したがって、ウェブでも解約を可能とした上で、ウェブでの解約に不安がある利用者に対しては電話対応を行うというのが最も望ましい対応であると考えます。</p> <p>ただし、実際の解約時に生じ得るトラブルの状況を踏まえ、ウェブ解約を行わず解約方法を電話等のみに限るという選択肢を選ぶことを否定するものではありません。その場合は、少なくとも、繋がりやすさの面で（電話等による）加入手続と同等であることが求められます。</p> <p>また、ウェブでの加入契約を行っている事業者については、解約についても受付可能時間の面でもこれに準じる体制を構築する必要があります。</p> <p>具体的には、ウェブでの加入契約は通常24時間365日受け付けていることを踏まえると、少なくとも、夜勤の利用者や休日勤務の利用者も含め、広く利用者がアクセスできるようにする必要があります。（例：平日は24時間受け付ける。夜間は受け付けないが365日受け付ける。）また、これに加え、例えば数か月前から解約の予約を受け付けるといった対応を行うことは、消費者保護の観点から望ましいと考えます。</p> <p>※外形的に上記を満たしている場合であっても、解約を希望する利用者が円滑に解約できる状態ではない場合は、本規定違反となり得ます。</p> <p>例：加入契約は基本的にウェブで受け付けていて、電話でも受け付けるがオペレータはほとんど配置せず通常非常に繋がりにくい状態となっている場合、解約を受け付けるオペレータの体制を（繋がりにくい状態となっている）加入受付と同等としたとしても、「遅滞なく解除できるようにするための適切な措置」とは言えません。</p>
<p>Q2-2 当社は現状、毎月25日を解約申出の締め日としており、その日までに申出があった場合は当月末日に、26日以降に申出があった場合は翌月末日に解約となることを契約款</p>	<p>A2-2 「契約を遅滞なく解除できるようにするための適切な措置」とは、利用者が解約をしようとしてから実際に解約に至るまでのプロセスが円滑に進むようにすることを求めるものです。</p>

<p>で定めている。このような契約内容は、本規定により禁止されるか。</p>	<p>したがって、基本的に契約内容を縛るものではありませんが、契約内容自体が不当なものである場合は、業務改善命令（電気通信事業法第29条第1項）の対象となり得ます。</p> <p>なお、ご質問のケースについては、一般の商慣行の範囲内であり、かつ、一定の合理性もあると考えられます。また、約款等で事前に利用者に適切に説明されているようでもありますので、問題ありません。</p>
--	---

### 3. 期間拘束契約に係る違約金等に関する制限（第22条の2の13の2第2号関係）

<p>（1）規定の対象（第2号本文）関係</p>	
<p>Q3-1-1 放送サービスとインターネットサービスの「パック商品」を提供する場合の考え方を教えてほしい。</p>	<p>A3-1-1 第22条の2の13の2第2号の規定が適用される範囲は、電気通信サービスに関する契約の解除に「伴う」ものに限られます。したがって、インターネットサービスが「主たるサービス」か「オプションサービス」か、あるいは放送サービスとインターネットサービスがそれぞれ単独で提供可能か（主従なく提供する場合）によって適用が異なります。</p> <p><u>（1）主従なく提供する場合</u></p> <p>この場合において両方のサービスを提供しているときは、放送サービスの部分は適用の対象とはなりません。この場合の違約金及び工事費等の考え方は次のとおりです。</p> <p>&lt;違約金&gt;</p> <p>「パック商品」の月額利用料相当額から放送サービス部分の月額利用料相当額（基本的には両サービス単独の利用料比で案分した額）を控除した額が上限となります。</p> <p>なお、放送サービスについても同時に解約する場合、上記に加え、放送サービスに係る違約金（本規定の対象外）を合わせて請求することが可能です。</p> <p>&lt;工事費等&gt;</p>

	<p>インターネットサービスに固有の設備部分は本規定の対象となるので、上限は期間に応じて低減した額となります。他方、放送サービスに固有の設備部分については本規定の対象外となります。</p> <p>放送サービスとインターネットサービスに共有であり不可分な設備部分については本規定の対象となりますが、放送サービスに係る部分の額（基本的には折半）を控除した額を基礎にして期間に応じて低減した額が上限となります。</p> <p>なお、放送サービスについても同時に解約する場合、上記に加え、放送サービスに係る工事費等（本規定の対象外）を合わせて請求することが可能です。</p> <p><u>(2) インターネットサービスが主たるサービスの場合</u></p> <p>この形態は、放送サービスが単独では提供されない場合です（特定のプランについて単独で提供されない場合、当該プランはこれに該当します）。</p> <p>この場合、放送サービスはインターネットサービスに付随する「有償継続役務」となりますので、放送サービス部分も含め、本規定の対象となります。したがって、違約金の上限は「パック商品」の月額利用料相当額となり、請求できる工事費等の上限は契約期間に応じて低減した額となります。</p> <p><u>(3) 放送サービスが主たるサービスの場合</u></p> <p>この場合、インターネットサービスに固有の部分のみ本規定の対象となります。したがって、違約金の上限は「パック商品」の月額利用料相当額から放送サービスを単体で提供する場合の月額利用料相当額を控除した額となります。</p> <p>また、工事費等については、インターネットサービスに固有の設備部分のみ本規定の対象となり、その上限は期間に応じて低減した額となります。</p>
<p>Q 3 - 1 - 2 同時に提供されているサービス等が本規定の適用外となるのはどのような場合か。</p>	<p>A 3 - 1 - 2 第 2 2 条の 2 の 1 3 の 2 第 2 号の規定が適用される範囲は、電気通信サービスに関する契約の解除に「伴う」ものに限られます。</p> <p>具体的には、当該電気通信サービスの提供を前提としたものが該当します。</p>

	<p>&lt;「伴う」ものの例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTHサービスのオプションとして提供されている光テレビサービス</li> <li>・FTTHサービスを解約すると一括で残債の請求があるホームターミナル</li> <li>・モバイルサービスを解約すると保障が受けられなくなる安心保障サービス</li> </ul> <p>&lt;「伴う」ものではない例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTHサービスを解約しても、引き続き残債の請求が続くホームターミナル（単なる物品の割賦契約）</li> <li>・インターネットサービスに従属しない放送サービス（A3-1-1参照）</li> <li>・他事業者のモバイルサービスにおいても利用可能な動画サービス</li> </ul>
<p>Q3-1-3 「電気通信役務」を提供する事業者と、付随する「有償継続役務」を提供する事業者が異なる場合において、後者が電気通信事業者でない場合であっても、後者サービスに本規定が適用されるのか。</p>	<p>A3-1-3 法第27条の2は、「電気通信事業者」の禁止行為について定めたものであるため、電気通信事業者ではない者に対しては本規定は適用されません。</p> <p>なお、電気通信事業者ではない者が提供する役務であっても、電気通信事業者が料金を請求する場合は、本規定が適用されます。</p> <p>また、有償継続役務を提供する事業者が電気通信事業者の場合は、当該電気通信事業者に対して本規定が適用されます。</p>
<p>(2) 違約金（第2号口）関係</p>	
<p>Q3-2-1 セット割が解除されることにより違約金が発生する場合、その違約金は請求可能か。</p>	<p>A3-2-1 可能です。その場合、それぞれのサービスの月額利用料相当額の合計額が上限となります。例えば、セットの内訳が本体の通信サービス：5,000円、オプションA：1,000円、オプションB：2,000円の場合、このセット割に係る違約金の上限は8,000円となります。</p> <p>なお、セット割に係る違約金とそれぞれのサービスに係る違約金を二重に請求することも可能です。ただし、その場合は、違約金の合計額が上限の範囲内（上記の例では8,000円以内）である必要があります。</p> <p>また、本体の通信サービスが継続している中でオプションAのみ解約するといった場合は、本規定は適用されません。</p> <p>また、通信契約と独立した契約（通信契約が解約になっても必ずしも解約となら</p>

	ないもの)とのセット割については、違約金の上限は当該独立した契約に係る月額利用料相当額を除いた額となります。例えば、上記の例においてオプションAが通信契約とは独立した契約である場合、違約金の上限は7,000円となります。
Q3-2-2 電気通信サービスには違約金を設けず、オプションサービスのみ違約金を設けることは可能か。	A3-2-2 可能です。
Q3-2-3 利用者によって割引額が異なるため、提供料金がそれぞれ異なる。この場合、月額提供料金を加重平均した額を違約金の上限額と考えて良いか。	A3-2-3 本規定は契約単位で適用されます。したがって、例えば、加重平均した月額提供料金が3,000円であったとしても、月額利用料相当額が1,000円の利用者に対してこの額の違約金を請求することはできません。
Q3-2-4 2年間契約することを条件に、一定額のキャッシュバックを行うキャンペーンを実施している場合、2年以内での解約についてキャッシュバックした分を徴収することは可能か。	A3-2-4 キャッシュバック相当額は、第22条の2の13の2第2号に規定されていないため解約時に利用者に請求できません。 なお、違約金の請求自体は可能ですが、1月当たりの利用料金相当額が上限となります。
Q3-2-5 違約金について、規則に列挙されている項目以外の経費(各種手数料や他社解約にかかる違約金の負担)の回収リスクは事業者で負うべしということか。	A3-2-5 今回の制度改正の趣旨は、利用者への費用請求を解約時に寄せない形にさせていただくというものです。 したがって、ご質問の経費については、利用料に上乗せするなどの形で【解約時以外に】請求することは可能です。
Q3-2-6 違約金の上限となる月額利用料相当額とは、税込額で考えてよいか。	A3-2-6 ご認識のとおりです。
(3) 開設工事費等(第2号ハ)関係	
Q3-3-1 NTT東西から転用する際に光コラボ事業者が譲り受ける開設工事費残債は、第22条の2の13の2第2号の適用を受けるか。	A3-3-1 当該「開設工事費残債」は、利用者に対して請求されるものではないため、本規定は適用されません。
Q3-3-2 光卸においてNTT東西からの転用により生じる「開設工事費残債」は、利用者が光コラボ事業者のサービスを解約する際に請求可能か。	A3-3-2 当該「開設工事費残債」は、利用者との契約の際に行われた工事に係る費用ではないので、第22条の2の13の2第2号ハには該当しません。 しかし、この費用は、事業を行うために必要な費用であると考えられますのでサービスの対価と言え、同号イに該当します。また、これは(NTT東西が行った)

	<p>「引込線等に係る工事その他の作業」に要する費用と言えます。</p> <p>したがって、同号ハに準じた合理的な額（契約期間に応じて低減した額）であれば同号イに基づき対価として請求することが可能です。</p>
<p>Q 3-3-3 引越し等により開設工事を契約期間中に行う場合、その費用は解約時に請求可能か。</p>	<p>A 3-3-3 可能です。ただし、電気通信サービスの契約期間中に行われる工事については、当該電気通信サービスに係る契約期間に応じて低減した額が費用請求できる上限となります。例えば、電気通信サービス（拘束期間は2年間）の利用が3月10日に開始され、その後、引越しがに伴う開設工事が10月15日に行われ、12月20日にサービスが解約された場合、工事費の(24-9) / 24を解約時に利用者に請求することができます。</p>
<p>Q 3-3-4 契約期間中に光TVの申込があり、そのための工事が発生した場合、その費用については解約時に請求可能か。</p>	<p>A 3-3-4 可能です。ただし、電気通信サービスの契約期間中に行われる光TV（オプションサービス）の工事については、当該電気通信サービスに係る契約期間に応じて低減した額が費用請求できる上限となります。例えば、電気通信サービス（拘束期間は2年間）の利用が3月10日に開始され、その後、オプションサービスが5月15日に契約されて工事が行われ、12月20日に全てのサービスが解約された場合、両サービスの工事費等の合計額の(24-9) / 24を解約時に利用者に請求することができます。</p>
<p>Q 3-3-5 「無派遣工事」の費用は解約時に利用者に請求可能か。また、「派遣工事」と「無派遣工事」をまとめて「開設工事」として一律の料額設定をしたものを解約時に利用者に請求することは可能か。</p>	<p>A 3-3-5 「無派遣工事」のうち、「引込線等に係る工事等」に該当するものがある場合、その部分とそれに付随する工事等は第22条の2の13の2第2号ハに該当するため、これに基づき費用を請求できます。また、これに該当しない場合であっても、基本的には提供された電気通信役務等の対価に該当すると考えられるため、同号イに基づき、利用者が毎月支払うこととされている金額の解約月分を解約時に利用者に請求することができます。</p> <p>ただし、いずれの場合であっても、「無派遣工事」において引込線を設置する工事に要する費用は「工事等に通常要する費用」（同号イの場合は「対価」とは認められません。したがって、両者を同一のものとして一律に料額を設定したものを解約時に利用者に請求することはできません。</p>

<p>Q 3-3-6 解約を伴わない場合（引越し後のサービス継続、住居の建替え等）の開設工事費・撤去工事費についても、今回の規制の対象になるのか。</p>	<p>A 3-3-6 引越しに係る工事費を契約途中に請求する場合、その請求方法は自由です。ただし、当該工事費について解約時に請求できる金額は、本規定の範囲内の額となります。</p>
<p>Q 3-3-7 開設工事費のキャンペーン割引を予定している。解約時の取扱いについて、利用者に対し、割引前の額を基礎として契約期間に応じて低減させた額を請求してよいか。</p>	<p>A 3-3-7 解約時に利用者に対して開設工事費を請求する際に、割引前の額を基礎として請求することはできません。</p> <p>解約時に利用者に請求できるのは、開設工事等に通常要する費用（当該費用として利用者に通常請求するものに限る）を、契約期間に応じて低減させた額です。</p> <p>利用者に通常請求していない費用（実費が生じていても事業者が負担している費用）部分は請求できません。</p>
<p>（４）撤去工事・乗換手続等（第２号二、ホ、へ）関係</p>	
<p>Q 3-4-1 利用者が、コラボ事業者を変更する際の「事業者変更承諾番号」払出し等に係る事務手数料は請求可能か。</p>	<p>A 3-4-1 「事業者変更承諾番号」払出しに係る作業は、「引込線等に係る工事その他の作業」とは認められないため、第２２条の２の１３の２第２号二には該当しません。</p> <p>このため、解約時に利用者に請求できるのは、次の場合に限られます。</p> <p><u>（１）同号イに該当する場合</u></p> <p>「事業者変更承諾番号」払出し等に係る費用は、事業を行うために必要な費用であると考えられますのでサービスの対価と言えます。このため、当該費用の一部を毎月利用者に請求する場合、解約時に最終月の請求額を請求することは可能です。ただし、「引込線等に係る工事その他の作業」とは言えないため、当該最終月の請求額に加えて「残債」を請求することはできません。</p> <p><u>（２）同号ホに該当する場合</u></p> <p>専ら利用者の便宜を図るために用意されたオプション（例：原則ウェブ対応であるものの利用者利便の観点から窓口でも対応を行うこと）については、その費用を解約時に全額利用者に請求することができます。</p>
<p>Q 3-4-2 解約の際に、お客様希望で通常実施していない訪</p>	<p>A 3-4-2 ご質問のケースは、専ら利用者の便宜を図るために用意されたオプショ</p>



<p>問での手続きを実施した場合の訪問手数料を請求することは可能か。</p>	<p>ンと考えられますので、第22条の2の13の2第2号ホに基づき解約時に利用者に全額請求可能です。</p>
<p>(5) 貸与物品 (第2号ト) 関係</p>	
<p>Q3-5-1 現在、レンタルしているモデム等が返却されなかった場合に利用者に損害賠償金を請求しているが、その額については契約約款に明示的には書いていない。</p> <p>今般の省令改正により、その具体的な金額も含めて契約約款に明示しない限り請求できなくなると解して良いか。</p> <p>また、契約約款に追記した場合、第22条の2の7第1項に規定する例外事項には該当しないため、法第26条の3に基づき初期契約解除が可能になってしまうのではないか。</p>	<p>A3-5-1 本改正により、モデム等が返却されなかった場合に利用者に請求する金額については「基本説明事項」の一つとなりますので、これを契約前の提供条件概要説明の際に用いる説明書面に記載していない場合は、「モデム等が返却されなくとも利用者に費用を請求することはない」という意思表示になります。このため、必ずしも契約約款に明記する必要はありませんが、少なくとも上記の説明書面に記載しなければ、損害賠償金の請求はできないこととなります。</p> <p>また、御指摘のとおり、これを契約約款に追記した場合は初期契約解除が可能となります。</p> <p>ただし、2022年7月1日より前に契約約款に追記した場合、その時点では「基本説明事項」への損害賠償金の記載は義務ではないため、この契約約款変更は、単に記載義務のないものを記載しただけであり、これにより利用者に不利益が生じるものではないと考えられます。したがって、第22条の2の7第1項第1号（電気通信事業者からの申出により利用者に不利でない変更のみがされた場合）に該当し、初期契約解除の対象とはなりません。</p> <p><u>⇒ レンタル品が返却されなかった場合等にその費用を利用者に請求する場合、2022年6月30日までにこの点について契約変更が行われている必要があります。</u></p> <p>※ なお、同年7月1日以降にこの点について契約変更を行う場合、利用者に請求する額については「基本説明事項」の1つとなるため、金額について、少なくとも説明書面へ記載する必要があります。</p>
<p>Q3-5-2 レンタルしているモデム等の返却費は請求可能か。</p>	<p>A3-5-2 モデム等を返却する際の送料を利用者が負担すること自体は、本改正により禁止されるものではありません。</p> <p>ただし、事業者が解約時に回収費用を利用者に請求できるのは、それが第22条</p>

	<p>の2の13の2第2号ホに該当する場合、すなわち、利用者が運送会社に依頼して返送することも可能な場合に限られます。</p> <p>なお、返却の経費を利用者が負担する場合は、その旨を契約時に説明する必要があります（第22条の2の3第1項第8号ハ）。</p>
<p>Q3-5-3 電気通信サービスに利用する端末をレンタルではなく買取りとしている。この場合、当該端末の割賦残債についてはどのように扱えば良いのか。</p>	<p>A3-5-3 電気通信サービスの解約時に当該端末の割賦残債を一括で支払う必要がある場合は、「契約の解除に伴い」に該当します。このため第22条の2の13の2第2号イに基づき、利用者が毎月支払うこととされている金額の解約月分を解約時に利用者に請求することができます。</p> <p>他方、電気通信サービスの解約後も当該端末の割賦支払いが継続する場合は、「契約の解除に伴い」に該当しない（電気通信サービスとは切り離された端末購入契約に該当する）ため、本規定は適用されません。</p>
<p>Q3-5-4 貸与物品の再調達価額相当額を利用者に請求するためには、あらかじめ、当該端末設備等が返却されなかった場合等に損害賠償を求める旨及び物品ごとの請求額が「提供条件概要説明」として説明されているとともに、説明書面に記載されていることが必要とのことだが、請求額はどの程度具体的に記載する必要があるか。</p>	<p>A3-5-4 具体的な請求額が実費ベースになる場合において、事前に額を確定して説明することが困難である場合には、契約時点では少なくとも請求する最大額の説明及び実際の請求額の算出に当たっての考え方（例：減価償却を考慮）など、実費に係る一定の説明（提供条件として合理的な程度の説明）が必要となります。</p>
<p>（6）適用除外（改正省令附則第2項）関係</p>	
<p>Q3-6-1 改正省令の施行日前に「期間拘束なし・解除料なし」で締結している既往契約について、施行日後に「期間拘束あり・解除料あり」に変更することは、附則第2項の「契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）」に該当するか。</p>	<p>A3-6-1 附則第2項において当分の間違約金等に係る規定を適用しないこととしている契約変更には、利用者利益の保護に支障のない軽微な契約変更のほか、施行日の前日における契約約款で可能な範囲で利用者からの申出により変更できる契約内容の変更であって、電気通信サービスの前提を変えるような変更でないもの（具体的には、期間拘束契約の契約期間や違約金の有無について変更することなく、利用者の申出により変更できる契約内容の変更であって、サービス体系が異なるものへの変更ではないもの）が該当します。</p> <p>なお、上記以外の契約変更があった場合、変更後の契約については特例は適用さ</p>

	<p>れません。</p> <p>&lt;特例の適用を受けられる契約変更の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月当たりのデータ通信容量の上限の変更</li> <li>・ 通話のかけ放題オプションの追加</li> </ul> <p>※ いずれも、施行日の前日における契約約款において契約期間等の変更を伴わずに変更することが可能な範囲で、利用者の申出により行われることが前提です。</p> <p>&lt;特例の適用を受けられない契約変更の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行日以後に行われた契約約款の変更（軽微変更を除く。）</li> <li>・ 期間拘束契約の契約期間や違約金の有無の変更を伴うプラン変更（プラン変更とともに新たな2年契約が開始する場合等）</li> <li>・ 料金体系が異なるネットワーク変更（MVNOにおいて利用するMNO毎に料金体系が異なる場合に別ネットワークに変更すること等）</li> </ul>
<p>Q3-6-2 FTTNサービスにおいて、①戸建てプランから集合住宅プランへの変更、②回線タイプの変更（1Gbpsから10Gbpsへの変更等）については、附則第2項の特例は適用されるのか。</p>	<p>A3-6-2 期間拘束契約の契約期間や違約金の有無について変更することなく、利用者の申出により①②の変更のみがなされる場合は、通常、「複数契約による割引」や「1月当たりのデータ通信容量の上限の変更」と同様と考えられ、サービスの前提を変える変更とまでは言えないため、附則第2項の特例は適用されます。</p> <p>ただし、①②が、例えば東日本から西日本への転居に伴うものであり、東日本と西日本で料金プランが異なる場合は、「料金体系が異なるネットワーク変更」と言えサービスの前提を変える変更に該当することから、附則第2項の特例は適用されません。</p>
<p>Q3-6-3 これまで1Gbpsプランと2Gbpsプランのみだったが、競合他社の動向を踏まえ、新たに10Gbpsプランを追加したい。この場合、附則第2項の適用についてどのように考えれば良いのか。</p>	<p>A3-6-3 新たにプランを追加することは、軽微変更ではない契約変更には該当しません。このため、利用者が実際に当該プランに変更するか否かに関わらず、変更後の契約には附則第2項の特例は適用されません。</p>
<p>Q3-6-4 「新たにプランを追加することは、軽微変更ではない契約変更には該当」とのことだが、施行日以降の約款変更</p>	<p>A3-6-4 契約約款上、新規プランを加える変更を行った場合、各利用者との契約も（実際に利用者がプラン変更していなくとも）同じ変更がなされるため、特例の</p>

<p>で、同じ契約約款の中のサービスで速度の追加（10Gbps プラン）する場合、そのサービス契約者全員が附則第2項の特例から外れるということか。</p>	<p>対象から外れます。 したがって、契約約款において新プランを追加した場合、当該約款に基づく契約者全てが特例の対象外となります。</p>
---	---